

予防接種健康被害救済制度 (新型コロナワクチン接種)

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられており、新型コロナワクチン接種についても、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

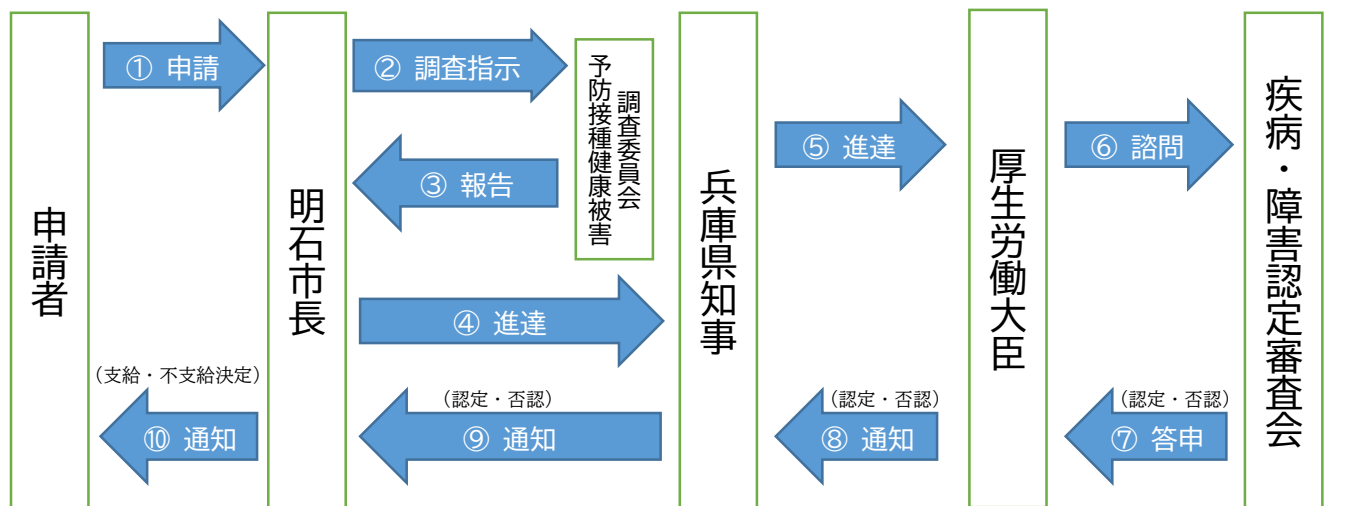
給付の種類

	請求者等	給付額																								
医療費	予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者	健康保険等による給付の額を除いた自己負担額（入院相当に限定しない）																								
医療手当	同上	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2022年3月まで</th> <th>2023年3月まで</th> <th>2023年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通院3日未満</td> <td>35,000円/月</td> <td>34,900円/月</td> <td>35,800円/月</td> </tr> <tr> <td>通院3日以上</td> <td>37,000円/月</td> <td>36,900円/月</td> <td>37,800円/月</td> </tr> <tr> <td>入院8日未満</td> <td>35,000円/月</td> <td>34,900円/月</td> <td>35,800円/月</td> </tr> <tr> <td>入院8日以上</td> <td>37,000円/月</td> <td>36,900円/月</td> <td>37,800円/月</td> </tr> <tr> <td>同一月入院</td> <td>37,000円/月</td> <td>36,900円/月</td> <td>37,800円/月</td> </tr> </tbody> </table>		2022年3月まで	2023年3月まで	2023年4月以降	通院3日未満	35,000円/月	34,900円/月	35,800円/月	通院3日以上	37,000円/月	36,900円/月	37,800円/月	入院8日未満	35,000円/月	34,900円/月	35,800円/月	入院8日以上	37,000円/月	36,900円/月	37,800円/月	同一月入院	37,000円/月	36,900円/月	37,800円/月
	2022年3月まで	2023年3月まで	2023年4月以降																							
通院3日未満	35,000円/月	34,900円/月	35,800円/月																							
通院3日以上	37,000円/月	36,900円/月	37,800円/月																							
入院8日未満	35,000円/月	34,900円/月	35,800円/月																							
入院8日以上	37,000円/月	36,900円/月	37,800円/月																							
同一月入院	37,000円/月	36,900円/月	37,800円/月																							
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2022年3月まで</th> <th>2023年3月まで</th> <th>2023年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1,581,600円/年</td> <td>1,579,200円/年</td> <td>1,617,600円/年</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1,266,000円/年</td> <td>1,263,600円/年</td> <td>1,293,600円/年</td> </tr> </tbody> </table>		2022年3月まで	2023年3月まで	2023年4月以降	1級	1,581,600円/年	1,579,200円/年	1,617,600円/年	2級	1,266,000円/年	1,263,600円/年	1,293,600円/年												
	2022年3月まで	2023年3月まで	2023年4月以降																							
1級	1,581,600円/年	1,579,200円/年	1,617,600円/年																							
2級	1,266,000円/年	1,263,600円/年	1,293,600円/年																							
障害年金	予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2022年3月まで</th> <th>2023年3月まで</th> <th>2023年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>5,056,800円/年</td> <td>5,048,400円/年</td> <td>5,175,600円/年</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>4,045,200円/年</td> <td>4,039,200円/年</td> <td>4,138,800円/年</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>3,034,800円/年</td> <td>3,028,800円/年</td> <td>3,104,400円/年</td> </tr> </tbody> </table>		2022年3月まで	2023年3月まで	2023年4月以降	1級	5,056,800円/年	5,048,400円/年	5,175,600円/年	2級	4,045,200円/年	4,039,200円/年	4,138,800円/年	3級	3,034,800円/年	3,028,800円/年	3,104,400円/年								
	2022年3月まで	2023年3月まで	2023年4月以降																							
1級	5,056,800円/年	5,048,400円/年	5,175,600円/年																							
2級	4,045,200円/年	4,039,200円/年	4,138,800円/年																							
3級	3,034,800円/年	3,028,800円/年	3,104,400円/年																							
死亡一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2023年3月まで</th> <th>2023年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡一時金</td> <td>44,200,000円</td> <td>45,300,000円</td> </tr> </tbody> </table>		2023年3月まで	2023年4月以降	死亡一時金	44,200,000円	45,300,000円																		
	2023年3月まで	2023年4月以降																								
死亡一時金	44,200,000円	45,300,000円																								
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者	212,000円																								
介護加算	施設入所または入院をしていない者を養育する者に対し、障害児養育年金または障害年金に加算	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2023年3月まで</th> <th>2023年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>844,300円/年</td> <td>846,200円/年</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>562,900円/年</td> <td>564,200円/年</td> </tr> </tbody> </table>		2023年3月まで	2023年4月以降	1級	844,300円/年	846,200円/年	2級	562,900円/年	564,200円/年															
	2023年3月まで	2023年4月以降																								
1級	844,300円/年	846,200円/年																								
2級	562,900円/年	564,200円/年																								

給付までの流れ

請求者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて明石市に請求してください。

明石市は、請求書を受理した後、本市が設置する予防接種健康被害調査委員会において医学的な見地から調査し、兵庫県を通じて国へ進達します。国は、『疾病・障害認定審査会』に諮問し答申を受け、厚生労働大臣、兵庫県を通じて明石市に通知されます。その後、給付が認められた事例に対して給付が行われます。



申請に必要な書類

	医療費 医療手当	障害児養育年金	障害年金	障害（児養育） 年金額変更	死亡一時金 + 葬祭料
HPからDL可					
請求書	●	●	●	●	●
受診証明書	●				
領収書等	●				
診断書		●	●	●	
死亡診断書、 死体検案書等					●
埋葬許可証等					●
接種済証、 母子手帳等	●	●	●		●
診療録等	●	●	●	●	●
住民票		●	●		●
戸籍謄本、 健康保険証等		●	●		●
その他					●

医療機関or薬局で作成されたもの

医療費等の自己負担額がわかるもの

障害児養育年金の受給者が障害年金の申請を行う場合は、18歳の誕生日以降の日付の診断書

予防接種の種類及びその年月日を証するもの

埋葬許可証等の請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証等の書類

他の等級となった年月日を証するカルテ等

接種による死亡を証するカルテ等

発症日、症状を証するカルテ等

障害の状態に至った年月日、接種により障害の状態になったことを証するカルテ等

配偶者ではない請求者は、死亡者と同一生計であったことを明らかにできるもの

請求者と死亡者間の関係を明らかにできる戸籍謄本等

障害児が属する世帯全員分

障害児の養育を明らかにできるもの

(※請求者と死亡者が内縁関係にあった場合) 関係を証明できるもの

申請にあたっての注意事項（必ずお読みください）

- 厚生労働省からは、一般的な発熱や局所の腫れなどは、予防接種で通常起こりうる軽い症状として、健康被害には該当しないとの見解が示されています。
- 申請に必要な受診証明書や診療録(カルテ)等の手数料は給付対象外であり、自己負担となります。
- 差額ベッドや薬の容器など、保険適用外のものも給付対象外となります。
- 申請後、市や県による内容確認や国の審査会において、基礎疾患等の関連するカルテの写し等の追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 申請があったものは、本市が設置する予防接種健康被害調査委員会での審議を経て、厚生労働省において疾病・障害認定審査会に諮問し審査を行います。現在、厚生労働省が申請を受理してから審査会における審議結果が通知されるまで、6～12か月の期間を要しています。

アナフィラキシー等の即時型アレルギーに係る請求について

対象疾病

- ◎新型コロナワクチン接種後4時間以内に発症したアナフィラキシー等の『即時型アレルギー反応』
- ◎接種日を含め7日以内に治癒・終診（例：4/1に接種 ⇒ 4/7までに治癒した場合）
- ◎症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると様式(6-1-1)の記載医が判断した場合は含めません。

対象疾病に該当する場合は、下記の取り扱いが可能となり審議結果が通知されるまでの期間が短縮できますので、必ず様式(6-1-1)を使用するようお願いします。

- 医療費・医療手当の請求については、様式(6-1-1)を医師が記載することで診療録に代えることができます。（診療録の提出は不要）
- 予防接種健康被害調査委員会による助言等を経ることなく、厚生労働省に進達可能となります。

申請先

674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 あかし保健所2階
明石市福祉局保健予防課（コロナワクチン担当） 宛

お問い合わせ先

電話：078-918-5674（土日祝日を除く、午前8時55分～午後5時40分）